

令和6年5月24日  
国土交通省関東地方整備局  
総務部

## 指名停止措置について

関東地方整備局は、全2社に対して、指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

<発表記者クラブ> 竹芝記者クラブ 埼玉県政記者クラブ 神奈川建設記者会 横浜海事記者クラブ

<問い合わせ先>

関東地方整備局 総務部

電話：048-601-3151（代表） FAX：048-600-1370

○契約課 課長 高橋 博明（内線：2511）

○契約課 課長補佐 倉持 恵美（内線：2517）

電話：045-211-7412（代表） FAX：045-211-0205

契約管理官 大野 拓也（内線：5880）

経理調達課 課長 池田 喜陽（内線：5870）

○は本件の主務課です

## 指名停止措置の概要

### 1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者	住所
① 日管株式会社	静岡県浜松市中央区池町220-4
② 五建工業株式会社	東京都千代田区内神田1-16-3

### 2. 指名停止措置期間

- ①の業者：令和6年5月24日から令和6年9月23日まで（4ヵ月）  
②の業者：令和6年5月24日から令和6年8月23日まで（3ヵ月）

### 3. 指名停止措置対象区域：関東地方整備局管内

### 4. 事実概要

日管（株）の元取締役及び五建工業（株）の使用人は、令和2年5～6月に行われた東京都千代田区発注の区立小学校・幼稚園の改築工事の一般競争入札を巡り、当時の区議から、最低制限価格に関する情報や入札参加業者数を入手し、入札の公正を害した。

その後、日管（株）の元取締役は、令和2年6～8月に行われた同区発注の区立児童館の改修工事など複数の工事の一般競争入札を巡り、当時の区議から入札参加業者名を入手し、入札の公正を害した。

また、令和2年にあった2件の入札情報を入手した見返りとして、日管（株）の元取締役は、飲食代約6万円と商品券10万円相当を提供し、五建工業（株）は、自宅改修工事費約17万円を負担した。

なお、いずれも公訴時効（3年）が成立している。

### 5. 指名停止措置理由

有資格業者である当該業者の役員らが、公契約関係競売入札妨害を行ったとの報道がなされており、公訴時効（3年）が成立していることから逮捕等は行われていないが、公契約関係競売入札妨害を行った事実が明確なことから、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」

（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）別表第2第15号（不正又は不誠実な行為）に該当する。

<指名停止措置要領別表第2第15号>

措置要件	期間
（不正又は不誠実な行為） 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内